



定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・東通村

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(2) 視聴覚教育環境の充実

取組の内容	視聴覚教育環境の充実を図るため、視聴覚ライブラリーの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	視聴覚ライブラリーを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	視聴覚ライブラリーを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとし

	た各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

に

取組の内容	高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。
甲の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月25日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 宮 下 宗 一 郎



乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村長 越 善 靖 夫

